

第七部

(五八二)

第一回 参議院厚生委員会 會議錄第二十八号

付託事件

- 食肉統制價格撤廃に關する陳情(第二号)
- 児童の福祉増進に關する法令制定の陳情(第七号)
- 都市官公廳職員的生活安定に關する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に關する陳情(第五十号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉いさ君発議)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第七十三号)
- 國民健康保險組合の振作促進に關する陳情(第九十五号)
- 國民健康保險制度の更生に關する陳情(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第八十七号)
- 最低生活の保証に關する陳情(第二十八号)
- 戦死者遺族の更生対策に關する陳情(第六十六号)
- 生活協同組合法の制定に關する陳情(第四十三号)
- 青少年禁酒法制定に關する陳情(第四十六号)
- 青少年禁酒法制定に關する陳情(第五十一号)
- 住宅當國經營の住宅を國營とすることに関する陳情(第六十九号)
- 東京帝國大學演習林拂下げに關する陳情(第七十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第七十九号)
- 生活協同組合法の制定に關する陳情(第七十五号)
- 傷病者更生援護に關する陳情(第九十九号)
- 青少年禁酒法制定反対に關する陳情(第一二一號)
- 拂下げミシンに關する陳情(第二一十号)
- 社會保險制度の一元化に關する陳情(第三二二號)
- 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情(第三五十五号)
- 傷病者保護に關する陳情(第二八十五号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三五十九号)
- 教員勤務地手当増額等に関する陳情(第三六十四号)
- 炭鉱労働者福利厚生施設拡充に關する陳情(第三七十七号)
- 生活協同組合法案に關する陳情(第三八十三号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三九十四号)
- 生活協同組合法制定反対に關する陳情(第三九十五号)
- 優生保護法案(衆議院送付)
- 乳肉衛生行政を農林省に一元化することに関する陳情(第二九十九号)
- 産兒制限に關する陳情(第四三三號)
- 産兒調節に關する陳情(第三五十五号)
- 職業補導特別施設の整備強化に關する陳情(第三六十一号)
- 生活保護法の普及と同法の一部改正に關する陳情(第三六十三号)
- 丸山トネル爆発による被害者救助に關する陳情(第四四十三号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第四四十六号)
- 國立療養所高山莊の完備並びに運営に關する陳情(第四六十六号)
- 生活協同組合法制定反対に關する陳情(第四七十四号)
- 生活協同組合法制定反対に關する陳情(第五十二号)
- 星塚敬愛園入園患者生活援護に關する陳情(第五十八号)
- 鍼灸師法制定に關する陳情(第四百三十三号)
- 遊休公共建造物の即時開放等に關する陳情(第四百三十八号)
- 國立遺傳學研究所設立に關する陳情(第四百四十三号)
- 治療師の開業試験等に關する陳情(第五百三十一号)
- 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案(内閣送付)
- 盲人の鍼灸術を存続することに關する陳情(第四百七十七号)
- 住宅建設に關する陳情(第五百四十七号)
- 生活協同組合法制定反対に關する陳情(第五百五十五号)
- 同和事業達成五ヶ年計画実施に關する陳情(第五百五十八号)
- 健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 鍼灸師法制定に關する陳情(第四百八十五号)
- 鍼灸師法制定に關する陳情(第五百三十三号)
- 鍼灸師法制定に關する陳情(第五百三十三号)
- 生活協同組合法の制定に關する陳情(第五百二十六号)
- 國立病院及び國立療養所改善に關する陳情(第五百三十三号)
- 國民医療法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 毒物劇物営業取締法案(内閣送付)
- 昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)午前十時四十分開會
- 本日會議に付した事件
- 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案
- 健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律案
- 國民医療法の一部を改正する法律案
- 毒物劇物營業取締法案
- 小委員長報告(医療制度)
- 委員長(塚本重藏君) それではこれより委員會を開會いたします。先ず赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案、健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律案、國民医療法の一部を改正する法律案、毒物劇物營業取締法案、以上四案を一括して議題に供します。先ず政府の説明を求めます。
- 政府委員(金光義邦君) お許しを得まして提案理由の御説明を申し上げます。只今議題になりました赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案について提案理由を御説明申し上げます。赤十字の標章及び名称等の保護に關しましては、明治四十一年條約第一号戰地軍隊に關する條約、並に昭和十年條約第一号戰地軍隊に關する條約及び病者の狀態改善に關する千九百二十九年七月二十七日ジュネーブ條約によつて各條約國は國內法に基いてこれが保護の手段を講ずべきことを締約しているものであります。我が國におきましてはこれに基きまして、明治四十二年法律第二十五号旧商標法、大正十年法律第九十九号新商標法をもつて、赤十字の記章及び名称等これを商標として登録しないことを規定し、且又大正二年勅令第十六号赤十字の記章名稱等使用者処罰の件を以てこれが濫用を禁止し、これが保護の万全を期して參つたのであります。然るに新憲法の施行に伴ひまして、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律によつて、前記勅令は昭和二十二年十二月三十一日限り効力を失ふことと相成つたのであります。よつてこれに代

を、先に制定実施せられました「日本
決せられるよう希望いたします。

が、この白地に赤十字の標章と申しま

病院船につきましては、船腹一船の

ましたものは、やはり右の條約第二十

四條の第四項に「特例トシテ且國ノ赤
十字赤新月又ハ赤リ輝キ及太陽社ノ
一ノ明白ナル許可ヲ受ケタルトキハ傷
者又ハ病者ノ無料看護ニ専ラ充テラル
ル救護所ノ場所ヲ指示スル爲メ時ニ於
テ本條約ノ標章ヲ使用スルコトヲ得ヘ
シ」というふうな規定にいたしてあり
ますので、この條約の規定に基きま
して、第三條の規定をいたした次第で
ございます。これは従前は、陸軍省令
によりまして、この規定が設けられて
おつたのでありますが、今般はこの
法律に明定いたしました次第でござい
ます。

次に第四條でございますが、「第一
條の規定に違反した者は、これを六ヶ
月以下の禁錮又は千円以下の罰金に処
する」ということに相成つておりまし
て、これは御説明申すまでもないと思
います。

次に附則でございますが、「この法律
は、昭和二十三年一月一日から、これ
を施行する。來年の一月一日から施行
されることに相成つておりまして、こ
れも御説明申上げるまでもないと思
います。以上簡単に御説明申上げる次第
であります。

○委員長(根本重藏君) 次に健康保險
法と厚生年金保險法の一部を改正する
法律案の内容の説明を聴取します。島
田説明員の説明を許して宜しうござい
ますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(根本重藏君) 島田説明員。
○説明員(島田一郎君) それでは健
康保險法並に厚生年金保險法の一部を
改正する法律案の内容につきまして、
御説明を申し上げます。この健康保險法
並に厚生年金保險法におきまして

は、從來、被保險者並びに保險給付を
受ける者に対して、それハ申出或い
は届出の義務を課してあつたのでござ
います。これはそれハ省令に規
定してあるのでございまして、この規
定が憲法並に行政官廳法に違反するも
のでございすけれども、この法律
は、いわゆる日本國の憲法が施行の際
に、現に効力を有する命令の規定とい
ふこの法律によりまして、本年末まで
は効力を有するのでございすけれど
も、來年の一月一日からはこれが失効
することになりますので、これに關し
まして、根拠の規定をそれハ健康保
險法の八條の二、それから厚生年金保
險法の九條の二の二と、それから健
康保險法におきましては、被保險者並
に保險給付を受けたる者に対しして
罰則の規定が設けられてございすたけ
れども、これも施行規則の省令の方に規
定してございまして、同様憲法並に行
政官廳法に違反するものでございす
けれども、本年一ぱいは、先程も申し
ました法律によりまして、効力を有す
るのが、來年からは効力を失うとい
うことにつきまして、この省令の規定を
健康保險法の中に置きまして、それか
らこれに伴ひまして、行政裁判所が、
行政裁判所法の失効に伴ひましてなく
なりますので、これに關連した規定を
おいたののでございまして、以上が大体
健康保險法並に厚生年金保險法の改正
についての要点でございす。條文に
つきましては、極く簡単にございす
ので、説明を省略いたします。

○委員長(根本重藏君) 次に國民医療
法の一部を改正する法律案の内容説明
を簡単に伺ひすることにいたしま
す。医務局長久下勝次君に発言を許
して宜しうございすか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(根本重藏君) 久下勝次君。
○説明員(久下勝次君) 私から國民医
療法の一部を改正する法律案につきま
して、御説明を申し上げます。お手紙に
ございす法律案を御覽を頂きたい
と思ひますが、先づ國民医療法の中
に、あちこちに勅令という言葉を使つ
てございす。最近新憲法施行に伴
ひてございす。これがなくなりまして、政令
という言葉に全部改めることにいたし
ました。同様に、地方長官という言葉
を都道府縣知事に改めることにいたし
したのであります。これは各條文を一々
引きまゐり、全般的にこのように改正
を施したい、このようにございしま
す。

次に第四條の改正でございすますが、
國民医療法の第四條には「醫師又ハ齒
科醫師タルトスル者ハ勅令ノ定ムル
所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコト
ヲ要ス」というように現行法は相成
つておるのであります。が「勅令ノ定ム
ル所ニ依リ」といふことを削除するこ
とにいたしましたのでございす。これは
後に出て参りますところに、一括して
第七條の二というものを設けまして、
規定することにした次第でござい
す。單に法律技術的に罰則規定を
使ひます關係上、かような規定をいた
しただけのことでございす。それか
ら、同様に、第七條の二項の、醫籍又
は齒科醫籍の登録事項については、命
令を以て之を定むとありますのを、こ
れを次のように、これを削りまして、
「第七條ノ二」として、新しい條項を設
けまして、「前四條ニ規定スルモノノ外
醫師免許、齒科醫師免許、醫籍及齒科

醫師ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム」というふうな規定にいたしま
して、先程申し上げました、第四條中の
「勅令ノ定ムル所ニ依リ」という條項、
それから第七條の第二項を削りました
ものを包括して「第七條ノ二」といふ
新しい規定を設けたのであります。
それから第十條ノ二という規定が新
しく附け加はることになっております
が、これは「醫師死体又は妊娠四ヶ月
以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認ム
ルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察署
ニ届出ヲセシ」ということになつてお
ります。これは現在國民医療法施行
規則の中にこの規定があるのであり
ます。併しこの規定は法律事項であり
ますので、法律の委任に基かずし
て、命令の中に規定しておくことを適
当と認めませんので、特にこの條文を
取り上げて、この改正の機会に、法律
の中に特にこの條文を設けることに
いたしましたのであります。この規定の趣旨
は、申上げるまでもなく、犯罪の虞れ
のあることが多うございすので、一
應所轄警察署に届けてもらひまして、
必要な検査をし得る便宜を與えよう
とする考え方、昔からある規定でござ
います。

それから第二十一條第二項に、病
院、診療所及び産院に關し、必要な
事項は命令を以て定めるといふよう
に、漠然とした法律の委任がございま
したのを、「病院、診療所及産院ノ名
稱、開設、管理、構造設備其ノ他」と
いふふうに、委任の内容を限定をいた
そうといふふうに改正をいたしたい
といふのでございす。

同様に、第二十七條には「本章ニ規
定スルモノノ外保健婦、助産婦、及看

護婦ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム」と、かようになつておりま
して、保健婦、助産婦、看護婦に關し
て、なんでも必要な事項は、命令を以
て定めるといふふうな、漠然とした書
き方になつておりますので、これも新
憲法の趣旨に則りまして、それハの
者の免許、登録、試験、業務その他
といふふうに、できるだけ具体的に、
委任の内容をはつきり書くように改正
したいといふのであります。

以上が実質的の改正でございす
が、あと第七十六條の改正がござい
す。これは國民医療法中の罰則の規定
でございす。以上申し上げましたよ
うな点が変更しましたにつれまして、
第七十六條の第一号の中に「第十條ノ
二」という先程新しく加へました規定
を設けて、これに必要な罰則の規定を
し得るようになつた次第でございす。
更に又先程申し上げました「第七條
ノ二」という規定がございす。「第七
條ノ二」は、先程申し上げましたように、
四條と七條の二項とを改正をいたし
て、附け加はりましたので、この部分
につきましては、法律技術的に罰則の
規定を書き変へる必要がございすの
で、この点をはつきりさせるために、
第七十六條に、新しく第一号を設
けまして、次に書いてありますように
「第七條ノ二ノ規定ニ基キテ發スル命
令ニ違反シタル者」といふように、罰
則の適用をはつきりしたいという規
定でございす。それから同様に、第
七十六條の三号の中に、現在の規定に
は「第二十一條第二項ノ規定ニ基キテ
違反シタル者」といふ規定がござい
す。先程申し上げましたように根拠規

定スルモノノ外保健婦、助産婦、及看

護婦ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム」と、かようになつておりま
して、保健婦、助産婦、看護婦に關し
て、なんでも必要な事項は、命令を以
て定めるといふふうな、漠然とした書
き方になつておりますので、これも新
憲法の趣旨に則りまして、それハの
者の免許、登録、試験、業務その他
といふふうに、できるだけ具体的に、
委任の内容をはつきり書くように改正
したいといふのであります。

して、私の役所の方と十分なる、緊密

第七部 厚生委員会會議錄第二十八号 昭和二十二年十一月二十五日 【参議院】

○藤森眞治君 とういたしますと、災害が発生した場合に赤十字の標識を付けて避難早く人に知らしめる。これは今申します通念として惜やりますこと、そのために災害の救助を早くするという目的に反するに思ひます。が、そういうふうに解釈していいものでしょうか。

○説明員(水野六郎君) お答え申し上げます。かかる非常事態に処する場合には、許可を得るといふ手續を経なければ違反になりますので、實際問題には適宜の方法を講じまして、遺憾のないようにいたしたいと、かように考えます。

○藤森眞治君 どうもちよつと分り兼ねるのですが、適宜の方法を講じてということですが、災害の発生というのは、これは予期のできないことで、予期のできない折に緊急策として、殊に傷者に対する標識といふものを作る便宜上作つて、効果的にやろうというわけ、そういうふうなことにできるかなにか分らないのに、予めそういうふうな方法をやるというのでは、どういふか。

○説明員(水野六郎君) お答え申し上げます。お話し通りであります。災害の時期、態様につきましましては予想できませんが、併しながらそういう緊急止むを得ない医療救護を要しますような場合におきましては、災害時におきまして急速に処置をせねばならぬというふうな場合におきましては、予め包括的に事前に許可するという方法があるかと思ひますので、そういうふうな今申しましたような方法を予め事前に講じて置くというふうに考えたいと存じます。

○井上たつ子君 誠に恐入りますが、たび／＼第一條のことを伺ひたいとして申し訳ないのですが、第一條の白地に赤十字の標章でございまして、この赤十字の標章は規格があると私心得ておるのでございまして、寸法に規格があるように心得ておるのでございしますが、なんと申しましうか、規格でもお定めになつて、それを統制なさるようなおやりでもございせんでしょうか。太く引いても、どんなに大きく描いても、どんなに小さく描いても赤十字の標章に類似する……。確か長さがいくつで幅がいくつと赤十字の内規で決つておつたように思ひますが、いかがでございませうか。その点を伺ひたいのでございませう。

○説明員(水野六郎君) 只今の御質疑であります。陸海軍が使用します場合にございまして、これは従前戦時陸軍において使用する赤十字の臂章の制式及附著法という、これは陸軍省のパスが出ておりました。戦時陸軍で使用する場合におきましてのみその規格が決められておつたわけでありまして、平時に使用いたします場合にはございまして、規格は決めてなかつたわけでございます。

○小林勝馬君 只今藤森委員からの質問に對しまして、説明員の答弁は最初の答弁と後の答弁は全然反對の答弁になつておるようでございます。そうしまして、この災害救助を受ける緊急の場合に、左様な御答弁では私共納得いたし兼ねるのでございまして、もう少しはつきりした御答弁をお願いしたいと思います。尚、そういう緊急の場合は緊急の措置としてやるということであり、まずならば、一箇條があつて然るべきではないかと思ひますが、御答弁を伺ひたいと思ひます。

○説明員(水野六郎君) 私の答弁が、前後矛盾しているというふうな話がありまして、私の表現が悪かつたのだらうと存じますが、私の答弁は最初から申上げますように、今御趣旨のような緊急事態に処します場合には、機宜の方法を講じまして、緊急事態に應じ得るようによりに予め措置を講じたい。こういう氣持で申上げたのでありまして、言葉が足りません場合は、私の表現が悪かつたのでございまして、その点はお詫言を申上げるのであります。今の御答弁は、赤十字の許可を得て、赤十字社が許可いたします場合にございまして、包括的に、事前に條件を定めまして事前に許可するということもございまして、緊急事態に処しまして遺憾なきようにいたしたい。かように考えているわけでございますので御了承をいただきたいと思ひます。

○谷口彌三郎君 只今の御説明によつて大分はつきりいたしました。もう少し具体的に、おやりになるようにする。お考えがないか。言い換へれば、予めそういうふうな機会を考へて、包括的にやりたいという御意見であります。これはどうして災害救助とかいうような方面から申しましても、又以前の災害救助法案の時に、説明がありまして、赤十字社は、各地方の團體と平素から緊密な連絡をとらなければならぬといふことになつておるのでありますからして、例えば医師会のごときと、平素こういふような緊急事態の場合には、赤十字社の記事を持つてやつて行く。これは全部を救助して、できる限り早く目的を達したいというふうな目的で、地方の医師も皆やるのでありますからして、それは予めそういうことはお決めるように、政府としては赤十字社の方を御指導になることが必要ではないか。そこをはつきりしておかれた方がよくはないかと思ひます。

○説明員(水野六郎君) 只今の御意見は非常に御尤もでございまして、これは、この法律が実施されます際におきましては、その点ををはつきりいたしまして、非常災害に遺憾なきようにいたしたいと、かように考えます。

○藤森眞治君 もう一つ伺ひますが、日本赤十字社の許可を得てこの標識を使つて、災害救助に従つた場合に、この結果の責任は当然赤十字社が持つていくわけでございますか。

○説明員(水野六郎君) この場合におきましては、これは赤十字社が責任を持つていくことに相成らんとお思ひます。赤十字社自体の行爲じやございせんので、その場合におきましては赤十字社の責任にはならんと考えます。

○中平常太郎君 今の第三條の問題ですが、赤十字社の地方組織として市町村には分区分といひますか、班とかいふものがございませう。その土地に起つた時には直ぐそれが發動して、事後処置をとれば宜いのかと思ひます。その方によつて処理されれば別に問題はないのじやないかと思ひます。緊急処置をとられてですね。当然責任を以てやつて、そして赤十字の本社の方の事後承諾をれば、全國的に大きな組織網を持つておるのですから、直ぐそれを發動する。私はそういうふうには解釈します。

○説明員(水野六郎君) 只今姫井委員のお話の通りでありまして、赤十字自体の活動をやる場合におきましては、これは勿論問題なく行くわけでありまして、その点におきましては分會なり分區の活動をいたします場合には、赤十字の標識を使ひますことにつきます。これはお話し通りだと思ひます。今後赤十字の地方組織が完備いたして来るようになりますれば、その点につきます。これは遺憾なく活動ができるようになるのだと思ひますが、現下の突情から考えますと、

○中平常太郎君 了承いたしました。○姫井伊介君 今の第三條の問題ですが、赤十字社の地方組織として市町村には分区分といひますか、班とかいふものがございませう。その土地に起つた時には直ぐそれが發動して、事後処置をとれば宜いのかと思ひます。その方によつて処理されれば別に問題はないのじやないかと思ひます。緊急処置をとられてですね。当然責任を以てやつて、そして赤十字の本社の方の事後承諾をれば、全國的に大きな組織網を持つておるのですから、直ぐそれを發動する。私はそういうふうには解釈します。

○説明員(水野六郎君) 只今中平委員が仰せられました通りであります。○中平常太郎君 了承いたしました。○姫井伊介君 今の第三條の問題ですが、赤十字社の地方組織として市町村には分区分といひますか、班とかいふものがございませう。その土地に起つた時には直ぐそれが發動して、事後処置をとれば宜いのかと思ひます。その方によつて処理されれば別に問題はないのじやないかと思ひます。緊急処置をとられてですね。当然責任を以てやつて、そして赤十字の本社の方の事後承諾をれば、全國的に大きな組織網を持つておるのですから、直ぐそれを發動する。私はそういうふうには解釈します。

一個の赤十字の仕事として出て来たという意味におきまして、直ちに赤十字の記事をその場所にかけて宜いというふうなように、事前に各病院或いは各医師会には、これを便宜に得るような処置を平素から總括的にとつておきたいという御希望でございませう。その点は如何でありますか。

○説明員(水野六郎君) 只今中平委員が仰せられました通りであります。○中平常太郎君 了承いたしました。○姫井伊介君 今の第三條の問題ですが、赤十字社の地方組織として市町村には分区分といひますか、班とかいふものがございませう。その土地に起つた時には直ぐそれが發動して、事後処置をとれば宜いのかと思ひます。その方によつて処理されれば別に問題はないのじやないかと思ひます。緊急処置をとられてですね。当然責任を以てやつて、そして赤十字の本社の方の事後承諾をれば、全國的に大きな組織網を持つておるのですから、直ぐそれを發動する。私はそういうふうには解釈します。

○説明員(水野六郎君) 只今姫井委員のお話の通りでありまして、赤十字自体の活動をやる場合におきましては、これは勿論問題なく行くわけでありまして、その点におきましては分會なり分區の活動をいたします場合には、赤十字の標識を使ひますことにつきます。これはお話し通りだと思ひます。今後赤十字の地方組織が完備いたして来るようになりますれば、その点につきます。これは遺憾なく活動ができるようになるのだと思ひますが、現下の突情から考えますと、

○説明員(水野六郎君) 只今姫井委員のお話の通りでありまして、赤十字自体の活動をやる場合におきましては、これは勿論問題なく行くわけでありまして、その点におきましては分會なり分區の活動をいたします場合には、赤十字の標識を使ひますことにつきます。これはお話し通りだと思ひます。今後赤十字の地方組織が完備いたして来るようになりますれば、その点につきます。これは遺憾なく活動ができるようになるのだと思ひますが、現下の突情から考えますと、

うな申しましたような方法を予め事

います。尚、そういう緊急の場合は緊

きと、平素こういうような緊急事態の

一人でも出て来たというたら、それは

ますが、現下の実情から考えますと、

まだ徹底いたしておりませんので、左
様な場合に先程お話のありましたよう
な医師会等の活動の分野が尚残ってい
るのじやなかろうかと考える次第であ
ります。

○堀井伊介君 言葉が分りませんでし
たが、そういう場合に、地方にいる人
と市町村にありま十分区とが話合っ
て、直ぐ緊急処置をとつて赤十字のマ
ークを出して、今度事後処置をとれ
ば、予めどうこうというようなことは
面倒じやないかと思ひます。その了解
をとるように、同じ市町村の中なん
すから、すぐやれる。私はそれを言う
のです。その運営をやつて行きます
ば、どんな団体でも先ずそのマークが
掲げられるのじやないかと、こういう
ことなのであります。

○小林勝馬君 質問をちよつと本日は
これくらいで打切つて頂きまして、次
にまだ廣義委員の方も控えておりま
す。私の方でも動議を提出したいこと
がございますから……

○委員長(塚本重蔵君) 残余の質問を
次回に延ばすということに御異議ござ
いませんか。

○委員長(塚本重蔵君) では次回に延
ばします。次に陳情第三百六十四号……

○委員長(塚本重蔵君) 緊急動議を提出しま
す。陳情、まだその他控えておるよう
であります。速記のある時と思ひ
まして、ちよつと緊急動議を提出した
いと思ひます。問題は、小川君の陳謝
問題がそのまゝになつておりました。
この際解決を一日も早くして頂きた
い。それにつきましては、草葉委員が
その調査その他に當つておられます

し、その御報告を先にやつて頂きたい
と思ひます。本日も小川委員の登院そ
の他事務當局をして調べましたけれ
ども、出席しておりませんから、登
院しておりませんから、欠席止むを得
ない状態でございますが、この際お諮
りしたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) お諮りいたし
ます。今小川委員から、小川友三君の
問題解決の動議が提出されております
が、実は今月二十日、二十一日、二十
二日、この三日間、小川君の問題解決
の機会があつたのであります。いず
れもその委員会を開きますときに、小
川君の出席ができなくなつて、今日に
及んでおる次第であります。この問題
をいかに取計らいますか。小林君の動
議を成立させますか。お諮りいたしま
す。

○草葉委員 成立して、一應不在
でも、大体の委員会の意向をまとめ
て、委員長から本人に、若し委員会
で決まつたことがあるなら、それをお傳
へして頂いて、処置をして頂かない
と、もう時日がながいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

○委員長(塚本重蔵君) 御賛成です
か。

会におきましての国会議員の言動並び
に各点からの談話に対する心構えとい
うのが、最も慎重を期しながら、且つ
新憲法の下の国会の運営に當つて行か
ねばならぬ最も重大なときだと思ひま
す。且つ又いろいろの談話の運営な
り、議員の行動というものは、今後の
国会に及ぼすこと、且つ國民に影響す
ることを考えます場合に、余程国会議
員は慎重にその態度言動をいたすべき
ものであります。殊に参議院規則の
第二百七條におきましては、すべて議
員は議員の品位を重んじなければなら
ないという規定をいたしております。
そののであります。そういう關係が
ら、お互いにこの議員といたしまして
は、いろいろの意味におきまして、第
一回国会の議事の運営については、殊
に普通以上に慎重を期されねばなら
ないと考へておるのであります。然るに小
川君の先般の發言の中に、いろいろと
国会議員の品位を保つ上において適當
でない、不適當であると思はれるよう
な發言がところどころに出ておるの
であります。兒童福祉法案を審議いたし
ます場合に、且つこれが実行になりま
す際において、このまゝであるなら
ば、大変な片手落である。更に牛乳と
牧場を加えようという趣旨の下か
ら、或いは最も緩やかでないと存じま
す。赤やん教団が、毎年餓死
の頭に四苦八苦してバタ／＼と倒れて
行く。死亡率は世界的に最も多
き、我々国会議員が最も恥すべき最大
の死亡率を作りつゝあるものでありま
す。こういうことがあります。誠に妥
当でない言葉であつて、その後には、
戦争によつて青年を殺したあれ以上の
犠牲は何も知らないような幼兒を殺し

ておるので、これは一番残虐な行爲で
あります。それを国会議員が作つてお
るという。このような言葉をいられ
て、その後におきまして、委員長その
他各委員の方からいろいろとこの發言
に対する取消、その他陳謝の御意見が
出ましたことに對しまして、或いは山
下議員なり、或いは三木議員なり、そ
の他各議員から、取消その他の御意見
が出ましたことに對しまして、小川君
は取消を快く承知しておられます。
が、私はただこの簡単な取消だけでは
妥當ではないと思ひます。これは実は
私最初、第一回国会における議員の
品位、言動というものは、殊に慎重な
べからぬ。又参議院規則の二百七條
にも品位を重んずることを申してある
のであることを特に申し上げましたの
で、單なるこの言葉の問題ではなく、
参議院議員が國政を議するに當りま
しては、いろいろの点から、平素の言動、
考へ方という点につきましても、い
ゆる國權の最高機關であり、唯一の立
法府たる国会にふさわしい行動とい
うものが要請されるのではないかと、そ
ういう意味におきまして、今度の小川
君の發言は、ただこの言葉だけではな
く、この言葉が来るまでに來た一つの
道程を考へられるのではないかと。た
だ純真な人が、熱情のあまりに言
つたことと、そうじやなしに、今までの
いろいろ道程の中から、こういう言葉
が出て來たのとは、大分おのずから違
つて來るのではないかと。この前私共
生委員一行が、関西或いは廣島方面に
旅行いたしました後にも、いろいろと
噂を聞いたのであります。それは、
我々は噂として取上げずにおつたので
あります。又現実の問題といたしまし

ては、或いは文書による質問の余りに
も多量なことに脅威を來すというよう
な現象、或いは電車、汽車中において、
誠に一般國民が疑を持つようなお
ゆる政談演説を行なうということなり
というふうな問題は、この發言の内容
には關係はありませんが、この發言の
内容の由つて來る一つの平素の行動と
いふものが發言がこのようになつて來
る一つの構成になつておるものであ
る。それで私はこの小川君の發言に對
しまして、委員長において不適當であ
り、不適當であるという点はお取消し
を願うことを御一任になつておるよう
でありますから、それはお取消し願
うと同時に、小川友三君に對しまして、
文書を以て二、三の問題を條件を附け
て陳謝を委員長宛にされて、そして
この委員会、今後の議員としての行
動について、参議院規則第二百七條に
示しておりますことをお誓い願うよう
に、委員長からお取遣ひをお願いいた
します。譬へてその二三を申し上げます。
例へば質問主意書の濫発なり、私はこ
れはむしろ参議院議員として相當考
へべきものではないか。或いは電車、汽
車等の車中における、常識的に考へて
妥當でないと思われる政談演説なり、
或いは参議院議員の動ともすると微章
等の濫用と申しますか、そのことな
り、或いは無理に少數意見の開陳をし
て議事の進行に妥當でないと思はれる
ような行動を取ることなりというよう
な諸点につきましては、今後特に小川
君の反省を促がして、品位ある参議院
議員としての、お互いに國民の負託に
副うことが、第一回国会の持つ大きな
使命ではないかと存じますから、そ

ういう意味においてお取計らいをお願いいたす存するのであります。

○委員(塚本重蔵) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(塚本重蔵) 速記を始め、只今草葉委員からの提議のこと、実はその速記をとらないで、この問題を進めようとしたが、小川君数日に亘つて出席がなく、遂に今日に至つたことは誠に遺憾であります。この取扱の処置についてお諮りいたします。

○千田正 只今草葉委員の動議に對しましては、小川委員の日頃の言論、若しくは行動に對しては、御同様の考へるところでありますけれども、当厚生常任委員会といたしましては、この常任委員会で当人がその行動に對して、特に陳謝の方法をとるといふことに對しての追究は当然やつてもよろしいと思ひますけれども、日頃の言動その他に對することについては、議員全般の問題となりますので、厚生委員会と別個に切離しての行動をとつて貰いたい。この点を申し上げます。

○中平常太郎 草葉委員の動議に對しまして、千田委員の御発言がありましたが、私もこの点に對しましては同感であります。但し千田委員は小川君の言動に對しましては、一々それは全体の議員の關係もあることであるから、ただこの厚生委員会における具体的な言動に對して十分反省を與えるだけに止めて置いて、その他のことは別個の問題となすべきであるというようなお話がございますが、私はそれは大体において賛成いたします。併しな

その性格の上におきましては、私はどうしてこの場合において一言触れて、そして根本的に小川君が本當に心の底から反省するところの資料にいたしたいと思ふのでございます。であるが故に、内容におきましては、私はその場におきましてどうしてもその言動のできるその性質の問題に互つて、私はどうしてもこれは小川君に反省を求めねば今後の保証ができないと思ふのでありますからして、私はこの議員の尊嚴ということに對して深く思ひを及ぼして見ますという、草葉委員の動議は極めて妥當であると存じますので、言葉の上におきまして相当反省を促す資料を以て迫りたいと思ひ積りでございまして、でありますから故に、草葉委員に賛成し、尙別個の問題としてなされるという千田委員の氣持はよく分りますけれども、その場合におきましては、相当内容に觸れて宜しいであらうと存じまして賛成する次第であります。

○委員(塚本重蔵) それでは草葉委員提出の動議は千田委員のお説の如く取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(塚本重蔵) ではさうに取計います。この機会に医療制度調査に關する小委員会の報告を求めます。

○委員(塚本重蔵) 医療制度小委員会に付託されました陳情諸願の結果を御報告いたします。諸願第八十二号、それから陳情第六十六号、陳情第九十八号、陳情第一百五十五号、陳情第三百三十三号、陳情第四百四十六号、これはいずれも國民健康保険の制度並びにその他の改

善の諸願、陳情でありますので、小委員会といたしましては、これを會議に付して内閣に送付すべきものと、この結果を得ましたので、御報告いたします。

次に諸願第五百三十二号、それから陳情第四百六十六号、陳情第五百十八号、これは國立病院並びに國立療養所の内容、或いは待遇改善に關するものでありますので、これも至極く尤もな陳情、諸願でありますので、會議に付して内閣に送付すべきものというところに小委員会の意見は決まりました。

それから諸願第二百九十九号、陳情第三百五十九号、陳情第三百九十四号、陳情第五百三十一号、これはいずれも不採択といふことにいたしました。以上の通りであります。御報告申し上げます。

○委員(塚本重蔵) 只今医療調査に關する小委員会の陳情並びに諸願に關します各案件の審査報告がありましたが、委員長報告通り決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(塚本重蔵) ではさうに決定いたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後零時十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君

理事 今泉 政喜君

谷口彌三郎君

宮城タマヨ君

委員 内村 清次君

中平常太郎君

三木 治朗君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
藤森 眞治君
井上なつみ君
小杉 イ子君
服部 教一君
姫井 伊介君
山下 善信君
米倉 龍也君
千田 正君

政府委員
厚生政務次官 金光 義邦君
説明員
厚生事務官 水野 六郎君
(社会局庶務課長)
厚生事務官 島田純一郎君
(厚生技官)
(厚生技官) 久下 勝次君
(医務局長) 神谷 秀夫君
(医務局業務課長)

十二月二十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、毒物劇物営業取締法案(千九百十九号)

毒物劇物営業取締法案
毒物劇物営業取締法
第一條 毒物劇物営業の取締に關しては、この法律の定めるところによる。

第二條 この法律で毒物又は劇物とは、は、医薬以外の用に供する毒性又は劇性の物品で、厚生大臣の指定するものをいう。

この法律で毒物劇物営業とは、毒物又は劇物の製造、輸入又は販賣の業をいう。

第三條 毒物又は劇物の販賣を営もうとする者は、第二項後段に規定する者を除いては、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事の許可を受けなければならない。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。薬劑師又は藥劑師を使用している医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者が、毒物又は劇物の販賣業を営もうとするときも、同様とする。

第四條 毒物劇物営業を営む者は、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府縣知事の許可を受けて定めたる事業管理人を置き、その事業所における毒物又は劇物の取扱に關する業務を管理せなければならない。但し、第五條第一項各号の一に該當しない毒物劇物営業を営む者が、その事業所の所在地を管轄する都道府縣知事の許可を受けて、みづからその事業所における毒物又は劇物の取扱に關する業務を管理する場合は、この限りでない。

第五條 左に掲げる者は、事業管理人となることができない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二 精神病者

三 つんば、おし又は盲の者

四 毒物劇物営業に關して罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者

前項に定めるものの外、事業管理人の資格に關する事項は、厚生大臣が、これを定める。

第六條 毒物劇物営業を営む者が、そ

の事業所の所在地を変更し、若しくはその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は死亡し、若しくは解散したときは、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第七條 毒物劇物営業を営む者は、その事業所以外の場所であつて毒物劇物営業を営んではならない。但し、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第八條 毒物劇物営業を営む者は、毒物又は劇物を堅固な容器又は被包に容れ、且つ、安全な場所に貯蔵し、又は陳列しなければならない。

毒物劇物営業を営む者は、毒物若しくは劇物の容器若しくは被包若しくは貯蔵若しくは陳列の場所又は毒物若しくは劇物を取り扱う器具に、一定の標示をしなければならない。

第九條 毒物劇物営業を営む者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生大臣の指定するものについては、厚生大臣の定めるところに従つて着色したものでなければ、これを譲り渡してはならない。

第十條 毒物劇物営業を営む者は、譲受人から毒物又は劇物の品名、数量、譲受の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所（法外にあつては、その名称又は商号及び住所）を記載し、記名して印をおした文書の提出を受け、且つ、その毒物又は劇物が営業、學術その他正当な用途に供された場合に限り、毒物又は劇物を譲り渡すことができる。

毒物劇物営業を営む者は、前項に規定する文書を五年間保存しなければならない。

第十一條 毒物劇物営業を営む者は、毒物又は劇物を年齢十四年未満の者に交付してはならない。

第十二條 都道府県知事は、必要があるとき、毒物若しくは劇物の製造、輸入、貯蔵、陳列若しくは販賣の場所に臨検し、関係者に尋問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は毒物若しくは劇物の疑のあるものについて、試験の用に供するために必要な分量に限り、無償でこれを収去させることができる。

前項の場合には、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十三條 厚生大臣は、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者を営む者又はその事業管理人が、その業務に關して犯罪又は不正の行爲をしたときは、その業務を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

都道府県知事は、毒物若しくは劇物の販賣業者を営む者又は事業管理人が、その業務に關して犯罪又は不正の行爲をしたときは、第三條第一項若しくは第四條の許可を取り消し、又は毒物若しくは劇物の販賣業者を営む者の業務を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

都道府県知事は、事業管理人又は第四條但書の許可を受けた毒物劇物営業を営む者が第五條第一項各号の一に該当するに至つたときは、第四條の許可を取り消さなければならない。

第十四條 この法律に定めるものを除いては、毒物劇物営業の取締の実施に關して必要な事項は厚生大臣が、これを定める。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の許可を受けず、又は同條第二項の届出をしないで毒物劇物営業を営んだ者

二 第四條、第七條、第九條又は第十一條の規定に違反した者

三 第八條第一項の規定に違反し、又は同條第二項の標示をせず、若しくは虚偽の標示をした者

四 第十條第一項の規定に違反して、文書の提出を受けず、又は営業、學術その他正当な用途に供するものでないことを知つて毒物又は劇物を譲り渡した者

五 第十條第一項の規定による文書に虚偽の記載をし、又はその用途につき虚偽の申述をして、毒物又は劇物を譲り受けた者

六 第十三條第一項又は第二項の規定による業務の禁止又は停止中その業務を営んだ者

前項各号の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしは者

二 第十條第二項の規定に違反した者

三 第十二條第一項の規定による当該吏員の尋問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十八條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條 この法律施行前明治四十五年內務省令第五号毒物劇物営業取締規則の規定により毒物劇物営業者又は営業管理人に關してした処分その他の行爲は、これをこの法律又はこの法律に基いて発する命令の相当規定により毒物又は劇物の販賣業者、又はその事業管理人に關してした処分その他の行爲とみなす。

第二十條 この法律施行の際現に毒物又は劇物の製造業、又は輸入業を営んでゐる者は、第三條第二項前段の規定にかかわらず、この法律施行の日から一ヶ月間を限り、その営業を継続することができる。

第二十一條 この法律施行の際現に毒物劇物営業を営んでゐる者で、その事業所に第十九條の規定により事業管理人とみなされた営業管理人を置いていない者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、その営業を継続することができる。

昭和二十三年四月十九日印刷

昭和二十三年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局